

学校いじめ防止基本方針

枚方市立伊加賀小学校

第1章 いじめ防止のための基本概念

1. 基本理念

いじめは、人として決して許されない行為である。いじめはすべての児童に対し、またどの学校でも起こりうる問題である。子どもの心身に、または生命にも深刻かつ重大な危険を生じさせるものである。そのため、学校・家庭・地域が一体となって、一過性ではなく、継続的に未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題の取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に取り組む必要がある。教育活動全般を通じて、いじめを生まない土壌づくりに取り組み、すべての児童が豊かな学校生活を送れるように努めなければならない。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ▶ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▶ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ▶ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ▶ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ▶ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3. いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、次のことは、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの児童にもどの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

4. いじめ防止のための組織

(1) 名称

いじめ等問題行動対策委員会

(2) 構成員

管理職・生徒指導主任者・人権教育主任者・支援教育コーディネーター・養護教諭等

※必要に応じて学年主任や心の教室相談員等も参加

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画の進捗のチェック
- キ 各取り組みの有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

5. 年間計画

本基本方針に沿って、以下の通り実施する。

伊加賀小学校 いじめ防止年間計画			
月	学校全体の活動内容	学年学級の活動内容	備考
4	・いじめ防止に係る年間計画の作成 ・いじめ防止基本方針の更新	・「学級開き」での人権教育 ・学年学級経営方針の周知と保護者への協力依頼 ・個人懇談で児童の様子を把握	・学級懇談 ・個人懇談
5	・人権教育全体研修会(児童理解について) ・家庭,地域による学校理解(学校参観)	・学級会での指導(仲間づくり) ・校外学習に向けた取り組み(1~4,6年) ・林間学習に向けた取り組み(5年)	・土曜参観 ・PTA 総会
6	・家庭,地域による学校理解(学校参観)	・「いじめアンケート」の実施及び結果分析と事後指導 ・兄弟学年交流行事	・授業参観 ・学級懇談会
7	・1学期を振り返っての総括 ・夏季休業に向けた指導	・個人懇談での保護者との情報交流(家庭での様子の把握)	・個人懇談
8		・夏休み明けの児童の様子を把握	
9	・家庭,地域による学校理解(学校参観)	・学級会での指導(仲間づくり) ・修学旅行に向けた取り組み(6年)	・授業参観
10	・家庭,地域による学校理解(運動会)	・運動会に向けた取り組み ・校外学習に向けた取り組み(1~5年)	・運動会

11	・学校自己診断アンケートの実施	・「いじめアンケート」の実施及び結果分析と事後指導	
12	・2学期を振り返っての総括 ・冬季休業に向けた指導	・個人懇談での保護者との情報交流(家庭での様子の把握) ・児童会まつりの取り組み	・個人懇談
1	・学校自己診断アンケートの結果分析及び改善策周知	・学級会での指導(仲間づくり) ・兄弟学年交流行事	
2	・家庭,地域による学校理解(学校参観)	・「いじめアンケート」の実施及び結果分析と事後指導 ・1年を振り返った反省と情報交流 ・児童の様子の把握	・授業参観 ・学級懇談会
3	・人権教育全体研修会(児童理解について) ・3学期及び年間を振り返っての総括 ・春季休業に向けた指導	・「学級じまい」に向けた取り組み	・PTA 総会
年間	・毎月の「生徒指導部」の開催による情報交流、共通理解 ・必要に応じて、学校だより及びウェブサイトで「人権教育」に係る呼びかけを行う ・定期的な地域との会合での連携 ・必要に応じて教育相談員、SSWと連携したケース会議の実施 ・道徳や特活でのいじめ防止に関わる人権教育の推進		

6. 取組状況の把握と検証(PDCA)

いじめ等問題行動対策委員会は、生徒指導部会として月1回開催し、取り組みが計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検討、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。必要に応じて、関係の教職員が参加して随時話し合いを行う。

第2章 未然防止のために

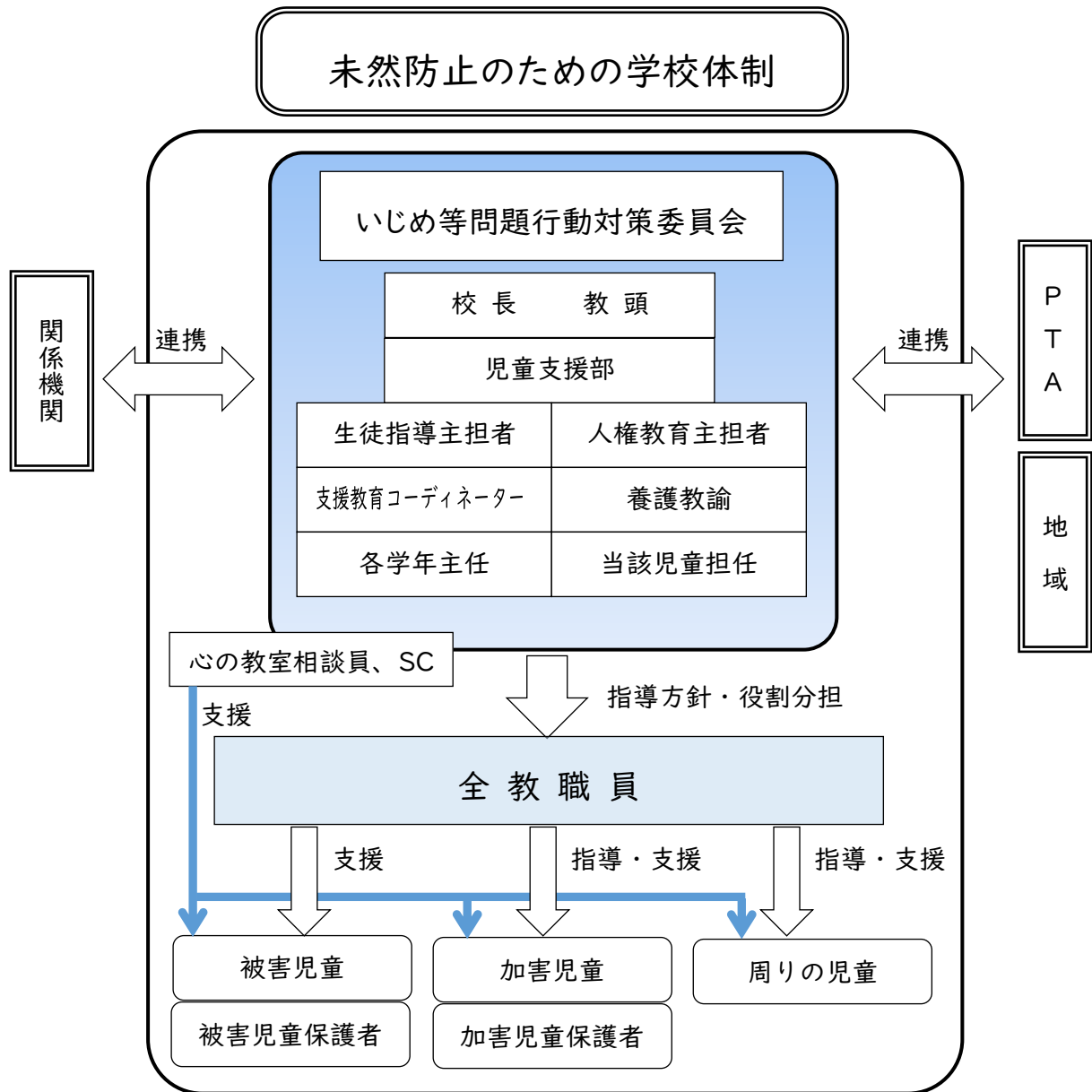
1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

本校の基本姿勢として、次の5点を挙げる。

- ① 学校、学級内にいじめを絶対に許さない雰囲気を作る。
- ② 児童、教職員の人権感覚を高める。
- ③ 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- ④ いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- ⑤ いじめ問題について、保護者、地域、そして関係機関との連携を深める。



2. いじめ防止のための措置

(1) いじめについての共通理解を図るための取り組み

- ① 教職員に対して、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議等で周知する。また、学年会や日常の会話の中で児童の情報交換を行い、子どもの実態把握や共通理解に努める。
「いじめはどの学校・学級でも起こり得る問題である」という意識を、すべての教職員が共通認識としてもつ。また、指導方針に関する教職員間の共通理解と組織的な指導体制を確立する。
- ② 児童に対して、学級活動や児童集会等で、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という考えを学校全体に浸透させる。
- ③ 保護者に対して、児童を見守り、健やかな成長を支援していくために、連絡を大切に、連携・協力を求めていく
- ④ 地域に対して、学校ブログ等を活用して情報発信し、意識啓発をする。地域ぐるみで子どもを育てるという視点から、安全見守り隊の方などとの連絡をとり、登下校中の児童の情報交換を行う。

(2) いじめを許さない学校・学級づくり

- ① 「学習指導と生徒指導は表裏一体」との認識のもと、学級・学校の教育力を高め、児童にとっての居場所としての温かみのある人権感覚豊かな集団・学級・学校づくり、落ち着いた学級・学校づくりを進める。
- ② 「自己存在感」「共感的な人間関係」「自己決定の場」を高める学級・学年・学校経営に努める。
- ③ 各教科では、学習規律を確立し、共感的な人間関係に基づく「わかる授業」を通して自己の存在意識を高めていく。
- ④ 道徳の時間では、教科書や人権教材、視聴覚機器等を有効に活用して、共感的な授業を通して、生きる上での価値を考え、自己決定能力の育成（道徳的価値観）を図る。
- ⑤ 総合的な学習の時間や外国語・外国語活動では、体験的な活動を通して、社会のルールやマナーの大切さを体得させ、児童同士の豊かな人間関係を培い、多様性を認め、ともに生きる心を育てる。
- ⑥ 児童会活動や学級活動等の特別活動や学校行事では、豊かな生活体験、自主的な集団活動を意図的に組織し、仲間づくりを進める。

(3) 教育相談の充実

- ① 管理職、生徒指導担当者、人権教育担当者、支援教育コーディネーター、養護教諭、心の教室相談員らが窓口になり、気軽に相談できる体制づくりを進める。
- ② 教師から積極的に声をかけて気軽に相談できるような場面づくりを心がけ、児童一人ひとりと話す機会を多くもつ。

第3章 早期発見のために

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化・深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりより集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2. いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法

- ① 定期的なアンケート（每学期実施）
- ② 教育相談の機会を設ける（不定期）
- ③ 朝の健康観察、「あのねちょう」等の日記、保健室での様子等、日常の観察
- ④ スクリーニングシートの活用（隔月記入）

(2) 日常の観察

- ① 児童が集団から離れて独りで行動している時は、声をかけるようにする。
- ② 上履き・机・椅子・学用品・掲示物等にいたずらがあつたらすぐに対応し、原因を明らかにする。

(3) 保護者との連携

以下の点について、特に連携・依頼を行う。

- 子どもとの会話をできるだけ多くする。
- 服装等の汚れや乱れに気を配る。
- 子どもの持ち物に気を配り、なくなったり増えたりしていないか観察する。
- 普段から、何でも親に話せるような雰囲気を作る。

(4) 相談窓口の周知

管理職、生徒指導主任者、人権教育主任者、支援教育コーディネーター、養護教諭、心の教室相談員らが窓口になり、気軽に相談できるようにする。

(5) 個人情報

教育相談等で得た個人情報については、その対外的な取り扱いについて慎重な配慮を行う。

第4章 いじめに対する考え方

1. 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い、教育課題へと高めることが大切である。

2. いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合

- ① ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から積極的に関わる。
- ② 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあつた場合には、真摯に傾聴したりする。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

(2) 報告・連絡・相談

- ① いじめの兆候を発見した場合、速やかに学年主任や生徒指導主任者に報告し、いじめ防止等

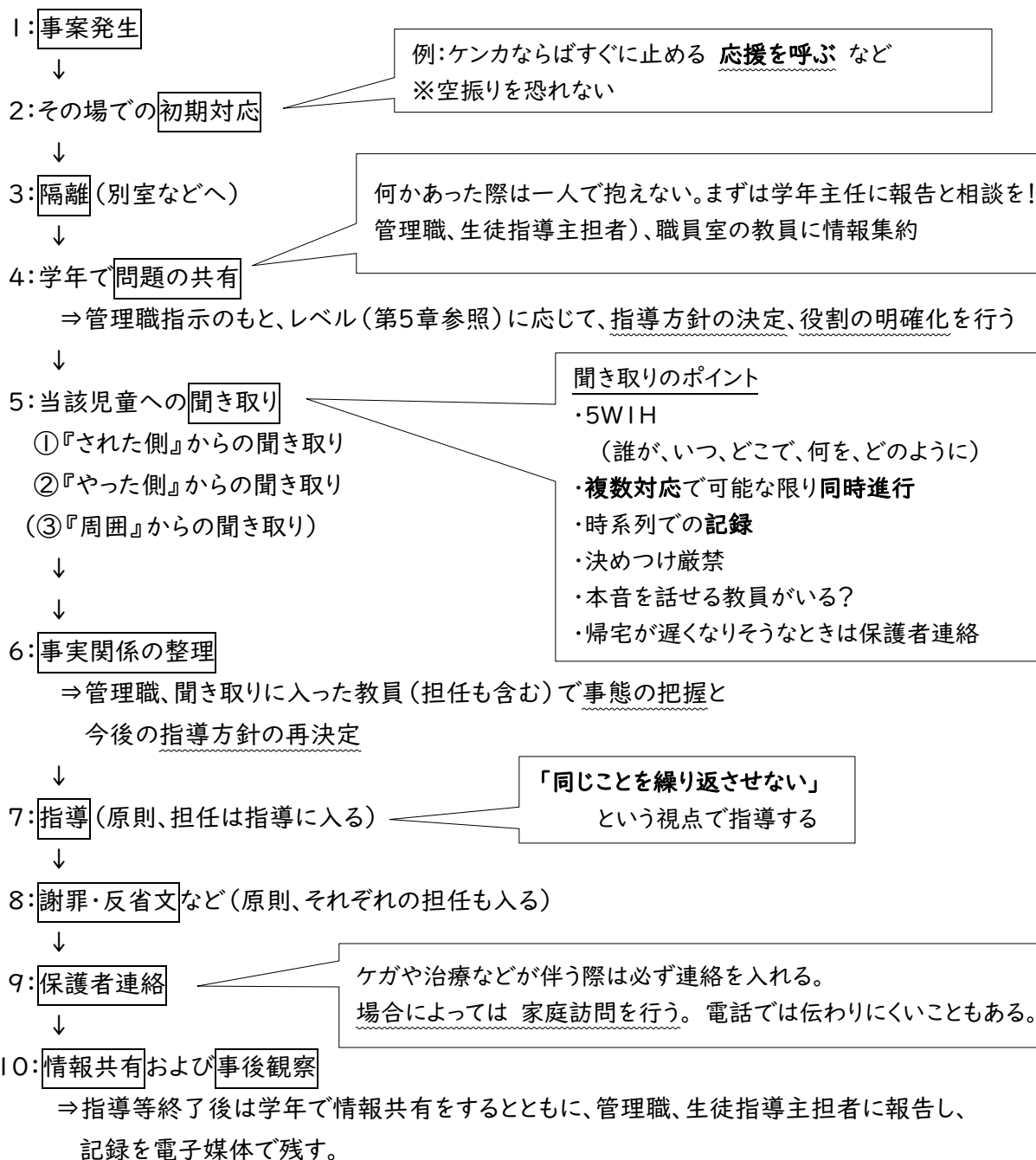
の対策のための組織（いじめ等問題行動対策委員会）と情報を共有する。

- ② いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告・相談する。
- ③ 被害・加害児童の保護者への連絡については、家庭訪問等により、直接会い、より丁寧に行う。
- ④ 家庭訪問をする際の配慮すべき点等を確認する。

いじめ等問題行動発生時の基本的な対応の流れ

問題の軽重に関わらず、報告・連絡・相談を行い、担当学年の教師は当然のことながら、必要に応じて管理職や教務主任、児童支援部、養護教諭とも連携を図り、チームで対応する。

※管理職、生徒指導担当には問題の軽重に関わらず報告をすること。



※問題行動の一連の流れ、児童の発言、保護者の発言、どのように指導したかの“記録”をする

3. 被害(いじめられた)児童及びその保護者への支援

- ① 保護者の了解を得た上で事実確認等を行う。
- ② 当該児童の思いや願いをしっかりと聞きながら、時間的な経過や具体的な状況を詳細に聞き取る。その際、共感的に心の痛み等を軽減するように心がけ、記録をきちんと残す。
- ③ いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ④ いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、いじめ等問題行動対策委員会が中心となって対応する。その際、状況に応じて、関係機関の協力を得て対応を行う。
- ⑤ 事情を聞いたら、できるだけ早く家庭訪問を実施する。そして、保護者の思いをしっかりと聞き、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪する。また、安心して学校生活を送れるようにすることを約束し、具体的な対応については、今後、継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

4. 周囲の児童からの事実確認

- ① 5W1Hに基づき、正確に事実を把握する。
- ② 人権やプライバシーに配慮する。
- ③ 思い込みや先入観・憶測が入らないように慎重を期し、正確な聞き取りができるように、グループや個別対応など、聞き取り方を工夫する。

5. 加害(いじめた)児童及びその保護者への助言

- ① 速やかにいじめを止めさせた上で、担任と学年主任等複数で対応し、事実確認を行う。聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- ② いじめを起こした背景や時間的な経過等、できるだけ具体的な状況を把握し、今後の指導のための記録を残す。
- ③ 確認した事実に基づき、行った行為及びその行為を受けた児童の気持ちを伝える。また、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるなど、行為の重大さに気づかせ、反省を促すとともに、謝罪の方法について、ともに考えながら指導していく。
- ④ いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心、安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ⑤ 必要に応じて、スクールカウンセラーや心の教室相談員の協力を得て、組織的にいじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ⑥ 事情聴取後、家庭訪問等を行い、保護者に事実を伝える。その際、保護者にいじめの解決を通して、児童のよりよい成長を促したいという学校の願いを伝え、協力を求める。家庭での子どもへの接し方等について助言する。また、保護者が孤立感を感じないように配慮する。

6. いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても自分の問題として捉えさせるとともに、いじめられた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

- ② 同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
- ③ 「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、全ての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。
- ④ いじめの事実を出す場合は、人権やプライバシーに配慮し、本人や保護者の了解を得る。

7. 指導の継続

- ① いじめられた児童に対しては、落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携して対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーや心の教室相談員等の協力を得て対応する。
- ② 学校（担任）は、被害児童の保護者に経過や学校の対応を正確に伝え、謝罪と今後のケアへの取り組みについて説明し、理解と協力を依頼しながら継続して児童の成長を見守る。
- ③ 関係した児童の成長の情報を教師間で共有し、全教職員で当該児童・学級を支援する。
- ④ 家庭訪問や教師からの声かけ等、見守ってくれているという安心感・信頼感を得る。
- ⑤ 状況によっては、PTA 等にも説明し、協力を依頼する。
- ⑥ 解決が長引く場合があるので、随時観察指導をする。
- ⑦ 事態が改善されない場合には、再度、対応策を検討し、対応する。

8. 関係機関との連携

- ① 速やかに管理職が教育委員会に報告する。
- ② 児童との継続的なカウンセリングを依頼するなど、心の教室相談員や相談機関と連携をとり、心のケアに努める。
- ③ 一定の限度を越えるいじめには、教育委員会等と連携して、加害者に出席停止の措置を講じる等の対応も考慮する。
- ④ 暴力や恐喝等を伴うなど、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

9. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて外部機関と連携して対応する。
- (3) 非行防止教室等により、情報モラル等についても学習する機会を設ける。

第5章 その他

◇ 生活をふり返って【心のアンケート】:いじめアンケート

- ・質問項目1~9については、Google Forms で実施
- ・質問項目10~15については、用紙で実施

R5年度(1学期)生活をふり返って【心のアンケート】

枚方市立伊賀賀小学校

()年()組 名前()

◇ あてはまるものに○をしましょう。

- 夜、何時に寝るようにしていますか。 ()時()分
- 夕食を一人で食べることがあります。 よくある たまにある ない
- 朝ごはんをきちんと食べていますか。 毎朝食べる 時々食べない いつも食べない
- 自分専用の携帯電話やスマートフォンを持っていますか。 はい いいえ
- 学校やクラスは楽しいですか。 楽しい まあまあ楽しい あまり楽しくない 楽しくない
- みんなで、何かを一緒にするのは楽しいですか。 楽しい まあまあ楽しい あまり楽しくない 楽しくない
- 自信のあることや自慢のできるものがありますか。 ある 少しある あまりない ない
- クラスの友だちは優しいですか。 優しい まあまあ優しい あまり優しくない 優しくない
- 学校に行きたくないことがありますか。 ある 時々ある あまりない 全くない
- 1学期になってから、あなたに いやなことをする学校の友だちはいましたか。 はい いいえ

11. 10で「はい」に○をつけた人に聞きます。

それはどんなことですか?あてはまるものすべてに、()に○をしましょう。

- () からかったり、悪口やいやなことを言ったりする。
- () 仲間外れにする。
- () わざとぶつかったり遊ぶふりをして、たいたりけったりする。
- () 強くたたいたり、けったりする。
- () お金や物を持って来いと命令したり、おどしたりする。
- () あなたの物をとったり、かくしたりする。

() いやなことや、はずかしいことや危ないことを無理やりさせる。

() インターネット上のSNSなどに、いやなことを書き込む。

() その他【裏の□の中にくわしく書いてください。】

また、そのようなことをされた時、あなたはどのようにしていますか。あてはまるものすべてに○をつけましょう。

がまんしている やりかえず 友だちに相談している

先生に相談している 家の人に相談している

その他()

12. 今、学校の友だちでいやなことをされている人はいますか。 はい いいえ

13. 12で「はい」に○をつけた人に聞きます。どんなことをされていますか。□にくわしく書いてください。

14. 1学期になってから、学校の友だちに いやなことをしたことがありますか。 はい いいえ

15. 14で「はい」に○をつけた人に聞きます。あなたは、その友だちにどんなことをしましたか。下の□の中にくわしく書いてください。

☆困っていることがあれば、学校の先生やおうちのの人に相談しましょう。

レベルに応じた問題行動への対応チャート

レベル別 想定される事例				
I	II	III	IV	重篤な事象
<ul style="list-style-type: none"> ●からかい いやがらせ いたずら ●授業中の私語 ●ルール違反 学校のきまり 持ち物 チャイム着席 など 	<ul style="list-style-type: none"> ●反抗的な態度・言動 ●暴力行為 (怪我のない軽度なもの) ●軽微な授業妨害や エスケープ ●物品のトラブル など 	<ul style="list-style-type: none"> ●暴力行為 (怪我につながったもの) ●迷惑行為・危険行為 (レベルIVには至らないもの) ●危険物の所持 ●器物破損(軽度) ●火遊び(軽度) ●校外への飛び出し・家出 ●ネット関係トラブル など 	<ul style="list-style-type: none"> ●著しい授業妨害や 器物破損 ●集団による暴力行為 ●繰り返し行う暴力行為 ●万引き・窃盗行為 ●恐喝行為 ●火遊び など 	<ul style="list-style-type: none"> ●重い脅迫・恐喝行為 ●重い暴力行為 ●放火 などの反社会的な犯罪につながる行為

ねらい

■児童の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルに分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながる。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

